

# 有料老人ホームの 適正な運営について

- (1) 令和2年度有料老人ホーム立入検査実施状況について
- (2) 利用者に対するサービスについて
- (3) 集合住宅（同一建物等）減算について
- (4) 未届の有料老人ホームへの対策等について



# (1)令和2年度有料老人ホーム 立入検査実施状況について

## <実施状況>

### ■実施期間

令和2年6月～令和2年12月

### ■立入施設数

20施設

※ 定期的な立入検査を実施するとして計画したもののほか、市町村等から情報提供がある等、検査を実施する必要があると認められた有料老人ホームを対象として実施。

# (1)令和 2 年度有料老人ホーム 立入検査実施状況について

## <実施結果概要①>

### (1)文書指摘事項（法令等違反）

- ・「老人福祉法第29条第4項による身体拘束」に関する事項
  - … 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合に必要な記録せず

# (1)令和2年度有料老人ホーム 立入検査実施状況について

## <実施結果概要②>

### (2)文書指導事項（青森県有料老人ホーム設置運営指導指針に沿っていないもの）

#### ■ 施設の管理運営

- ・ 規模及び設備構造（1人当たりの床面積基準が満たされていない）

#### ■ 有料老人ホーム事業の運営

- ・ 運営懇談会（運営懇談会の参加者）
- ・ 給食の運営（給食会議毎月開催未実施）
- ・ 入浴の状況（入居者の入浴が隔日以上の頻度で行われていない）

#### ■ サービス等

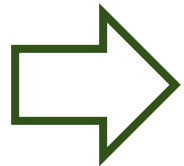
- ・ 食事サービス（栄養士による献立表の作成なし）
- ・ 金銭等管理（管理規程等の定めなし）
- ・ 職員の勤務表（介護保険サービス等と兼務している場合に明確な勤務表の作成管理が行われていない）
- ・ 身体拘束等の適正化（三月に一回以上の委員会未開催、指針未整備、研修未実施）

#### ■ 契約内容等

- ・ 事故発生の防止の対応（事故発生防止委員会、職員への研修が定期的に行われていない）

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホームが行うサービス①>



利用者との契約に基づき、有料老人ホームとして行うべき利用者へのサービスを適切に提供する必要がある。

#### ■法に定める利用者に供与する介護等の内容

- 老人福祉法 第29条                   ⇒ 入浴、排せつ、食事の介護、食事の提供
- 老人福祉法 施行規則 第20条の3   ⇒ 洗濯、掃除等の家事又は健康管理



## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホームが行うサービス②>

#### ■施設における記録の整備について

- 老人福祉法 施行規則 第20条の6  以下に関する記録は最低**2年間**保存

- ① 一時金、利用料その他の入居者が負担する費用の受領の記録
- ② 入居者に供与した介護、食事の提供及びその他の日常生活上必要な便宜（以下「日常生活上の便宜」という。）の内容
- ③ 緊急やむを得ず入居者に身体拘束を行った場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由
- ④ 入居者に供与した日常生活上の便宜に係る入居者及びその家族からの苦情の内容
- ⑤ 日常生活上の便宜の供与により入居者に事故が発生した場合は、その状況及び事故に際して採った処置の内容
- ⑥ 日常生活上の便宜の供与を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の名称、所在地、委託に係る契約事項及び業務の実施状況

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホームが行うサービス③>

#### ■ 県に寄せられる各種の苦情等

- 虐待疑い
  - … 職員からの暴言
- 利用料
  - … 利用料の値上げに対する説明が不十分
- 医療行為
  - … 無資格の職員が喀痰吸引等を行っている

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホーム利用者に対して提供される介護保険サービス①>

利用者に対して介護サービスが提供される場合、



- ◆ 介護保険サービス

- ◆ 契約に基づき有料老人ホームとして行うサービス

- … 基準以上のケアスタッフ数がある場合の付加サービス
- … 介護保険対象外サービス など

上記を明確に区分し、利用者及びその家族に説明すること



## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホーム利用者に対して提供される介護保険サービス②>

#### ■ サービスが提供される際に留意すべき事項

##### ◆ ケアプランに基づくサービスであること

… ケアプランに基づかないサービスやケアプランを大きく逸脱するサービスは、介護保険の報酬請求の対象とならない。

##### ◆ 利用者が自由に選択したサービスであること

… 介護保険のサービスは、利用者が自由に選択できることが原則であり、施設に併設する事業所や同一法人、系列事業所のヘルパー利用や有料老人ホームに併設の通所介護事業所の利用を実質的に強要したり、入居条件とすることはできない。

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホーム利用者に対して提供される介護保険サービス③>

#### ■ 居宅介護支援サービス

##### ◆ 「困り込み」

… ケアプランは「公正中立」であることが原則である。

よって、有料老人ホームの利用者に対し、特定の介護事業所を使うよう強要してはならない。

##### ◆ 利用者が希望しないサービスや不要なサービス

… 介護保険サービスを提供する場合、利用者が希望しないサービスや不要なサービスの提供を行わないこと。

##### ◆ モニタリング

… モニタリングを行う場合は、基準に従い、少なくとも月1回実施すること。

モニタリングを行っていない月は、報酬請求はできない。

※ 居宅を訪問せず、通所介護事業所や通院先等での面接は基準違反である。

##### ◆ 利用者の自立に即したケアマネジメント

… ケアプラン作成に当たっては、訪問介護や通所介護事業所を利用するためのケアプランではなく、利用者本人の自立に即したケアマネジメントに基づくケアプランとすること。

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホーム利用者に対して提供される介護保険サービス④>

#### ■訪問介護サービス

##### ◆ 有料老人ホームと介護保険サービス事業所の明確な区分

… 提供されるサービスを明確に区分し、利用者に対してその違いを十分説明すること。

##### ◆ 1対1が原則、施設的サービスは不可

… 同一時間帯に複数の利用者に対して、オムツ交換や体位変換、部屋の清掃、洗濯等の施設的サービスは行えない。

… 多数の者に対する短時間（5分・10分等）のサービスを介護保険で報酬請求することは出来ない。

… 指定訪問介護事業所の職員となっていない者や、訪問介護員の資格がない者が行ったサービスについては、介護保険での報酬請求はできない。

## (2) 利用者に対するサービスについて

### <有料老人ホーム利用者に対して提供される介護保険サービス⑤>

#### ■介護事業所サービスについて（補足）

##### ●介護報酬の不正請求

⇒ 指定取消等の行政処分の対象となる

##### ●指定取消処分

⇒ 介護報酬の返還、マスコミ報道等による社会的なダメージ、法人の信頼の失墜

##### ●個人資格の処分

⇒ 事業所の処分のほかに、ケアマネ等の個人資格の処分となる場合も

# (3)集合住宅（同一建物等）減算について

## ■集合住宅（同一建物等）減算の概要

### ○集合住宅（同一建物等）減算とは

- ① 指定訪問系サービス事業所(※1)と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物若しくは同一の建物に居住する者
- ② 上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
- ③ 上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者で、当該同一の建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上である場合

上記①又は③の利用者に対して指定訪問介護を行った場合

⇒ 所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定（=10%減算）する。

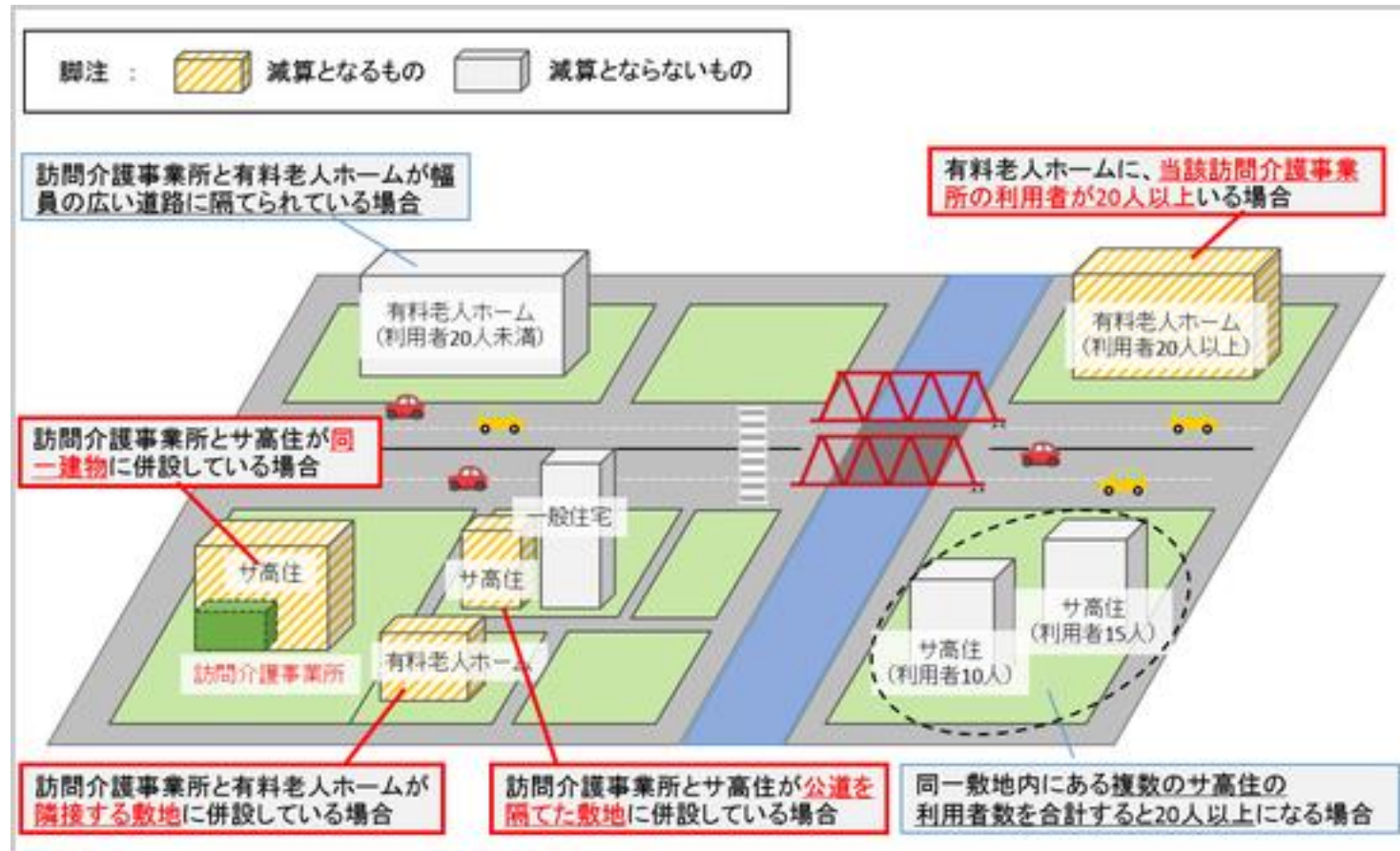
上記②の利用者に対して指定訪問介護を行った場合

⇒ 所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定（=15%減算）する。

※1 指定訪問系サービス … 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護

# (3)集合住宅（同一建物等）減算について

## ■ <参考> 集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る評価のイメージ図（訪問介護の場合）

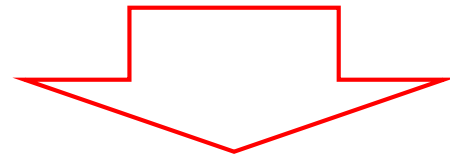


## (4)未届の有料老人ホームへの対策等について

### ◆令和元年度フォローアップ調査（第12回）結果（全国）

 未届の有料老人ホーム 643件

※ 令和元年度の調査結果 662件 と比較して 19件 減少



引き続き、有料老人ホームの把握や届出促進に向けた取組みを徹底し、適切な指導監督を実施していく